

神奈川地方最低賃金審議会 会長 赤羽 淳 様
神奈川労働局 局長 児屋野 文男 様

2025 年度・神奈川地方最低賃金審議についての要望書

私は、横浜市内のタオル製品を中心とした雑貨店で働く非正規雇用労働者です。米価など物価の上昇が続く、非正規雇用労働者の生活の苦しさはますます深刻になっています。同じ職場で働く派遣労働者は、今まで買っていたお米の価格が倍以上になってしまい、備蓄米を販売している店舗をネットなどで探しているそうです。入手しようにも競争が激しく、まだ買えていない、なぜこんなに米が手に入りにくくなったのかと怒りを露わにしています。夏はエアコン使用についても、電気代がいくらかかるのかと悩みながらの生活です。「スーパーに行っても、高くて買えないものがどんどん増えていて、生活は厳しくなる一方。普通に、真面目に働いているのに、なぜこんなに生活がままならないような賃金なのか」と、この2年間全く賃上げのない派遣労働者は切実な思いを私に話しました。

非正規雇用労働者を含めた全ての労働者の生活の危機を打開するためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要です。私は「非正規春闘」という、労働組合の潮流を超えて、ユニオン・労組が連帯して、より多くの非正規雇用労働者が共に闘うことで、非正規雇用労働者の賃上げの回路を作り、大幅賃上げを目指している取り組みに参加しています。非正規雇用労働者の切実な「今すぐ賃上げを」との春闘要求に対して、会社側は非正規雇用労働者の賃上げについては秋（10月）に賃金を改定するという回答が一定数あります。非正規春闘実行委員会が取り組んだ春闘アンケートでも、「（会社からの）最低賃金以上は出さないという強い意志を感じる」、「会社には期待していない。最低賃金の引き上げを待っている」という切実な声が上がっており、これは最低賃金が賃金引き下げ可能ラインとして賃金上昇を妨げている現状の反映です。私たち非正規労働者にとって、最低賃金の動向は死活問題です。最低賃金が私たちの賃金に直結しています。

以上の点を踏まえ、2025 年度の神奈川地方最低賃金改定の議論にあたって、下記事項について審議会で議論し実行していただくよう、要望します。

記

1. 神奈川地方最低賃金時間額を「今すぐ時間額 1500 円以上」にしてください。
2. 県内の生計費を満たす賃金水準を議論し、その水準まで最低賃金を引き上げてください。
生計費を満たす賃金水準について、県民的な議論ができるよう発信してください。
3. 地方ごとの最賃額の格差の是正（額・率とも）や、全国一律最低賃金制度について議論していただき、関係機関に意見を具申してください。
4. 賃金上昇分の価格転嫁の実現をはかる施策の実行や、社会保険料の軽減など中小企業支援策の抜本的強化の実施について、国など関係機関に意見を具申してください。

2025 年 7 月 11 日

全労連・全国一般労働組合神奈川地方本部
書記次長 粉川朋子

